

令和6年4月9日

保護者の皆様

蟹江町教育委員会
蟹江町小中学校長会

生成AI（人工知能）の利用について

日頃は、蟹江町教育委員会並びに蟹江町立小中学校の取組にご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

令和5年7月4日に文部科学省から「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」が公表されました。これを受けて、町立小中学校におけるChatGPT等の生成AIへの対応は下記のとおりとしますので、よろしくお願いいたします。

記

1 学校での教育活動における生成AIの利用について

県教育委員会は、「保護者の十分な理解の下、生成AIを取り巻く懸念やリスクに十分な対策を講じることができる学校においては、児童生徒に利用させることができる」との方針を示しております。また、児童生徒が将来、生成AIを利用する可能性があることも踏まえ、町立小中学校の教育活動においては、生成AIの活用を「情報モラル・リテラシー」に照らして必要な場合に限定したいと考えております。

2 学校外での生成AIの利用について

ご家庭等でお子様に生成AIを利用させる場合には、以下をご確認いただき、適切にご指導ください。

(1) 学校からの課題に対して

レポートや感想文・作品等の課題に対して、生成AIによる生成物やインターネットからのダウンロードした作品を自己の成果物として提出することは、目指す学びが得られず、自分のためになりません。またコンクール等においては、不正行為とみなされる場合があります。

(2) 生成AIの概要

対話型生成AIは、与えられた情報やデータから統計的に推測し、「人間が作成したかのような応答や回答」を生成するものです。それらの応答や回答は誤りや事実と異なる内容を含む可能性が常にありますので、あくまでも「参考の一例に過ぎない」ことを十分に認識し、真偽の確認（いわゆるファクトチェック）を行い、最後は自分で判断することが必要です。

(3) 生成AIツールの利用規約

各社より提供されている生成AIは、年齢制限があり、保護者の同意を求められる場合があり、利用するには利用規約の確認や、遵守が必要です。

(4) 情報の保護

生成AIに入力した個人情報やプライバシー情報、機密情報が、生成AIの機械学習に利用されることがあり、生成AIの回答として出力されるリスクがあります。

(5) 著作権

他人の著作物の複製やアップロードを行う場合には、原則として著作権者の許諾が必要です。また、生成AIから生成されたものが他人の著作物と似ている創作的表現を含む場合などは、著作権の侵害となり得るので注意が必要です。

担当 教頭（前川有理）

電話 0567-95-2201